

令和元年  
第6回立川市農業  
委員会総会議事録

立川市農業委員会

## 令和元年第6回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年6月25日（火）午後3時

会場 210会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第6回立川市農業委員会総会

令和元年6月25日(火)

立川市役所210会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	原島和也君
2番	鈴木豊君	11番	岩田安雄君
3番	金子波留之君	12番	粕谷久敬君
4番	内野英樹君	13番	長泉芳雄君
5番	鈴木和昌君	14番	清水一幸君
6番	小峰喜昭君	15番	藤野浩司君
7番	山下明君	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	横幕玲子君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。陽気もよくなったんですけれども、梅雨に入りましてから、もう過ぎたんですが、5月4日の雹によりまして、農作物にいろいろな被害がありました。今はまたその後遺症が出ているような感じがいたします。雹というのは範囲が割合狭いんですよね。ですけれども、立川市では東側の幸町、栄町に多かったようです。あと国分寺市、国立市、府中市、稲城市、多摩市は大変ひどかったようでございます。

立川市では、トンネルハウスをとった後に、すぐにやられてしまったりというところがありまして、全滅してしまったというところ。それから果樹ですね、果樹も小さいうちにちょっと当たると、大きくなってから後遺症が出てくるということで、あまりよくないようでございます。地区によっては、その一部が駄目だということもございます。

また、先だって北多摩地区農業委員会連合会広域連携会議というのが始まりまして、北多摩連合会は17市ありまして、その中で南と北と西に分かれて、3回の連携会議を行っているわけですが、昨日は第2回目で、東村山市役所で行われました。第1回目は調布市役所で行われました。それから、ここで立川地区は西に当たりますので、27日に国立市役所で行われる予定になっております。事務局と私と職務代理で出席をして、国への要望、東京都への要望、いろいろなことの御意見を各農業委員会で出していただきまして、それをまとめて、2月か3月に行われます農業委員会・農業者大会にそれを提出するわけでございます。重要な会議になっておりますので、これから立川市でもいろいろ出していききたいということで、事務局と私と職務代理で出席をさせていただきますと思います。

また、前後しますけれども、6月21日に第125回東京都農業会議通常総会が行われまして、問題なくいろいろな議

案が採択されました。中野サンプラザで行われまして、私と次長とが参加させていただきました。

それから、また前後しまして、5月29日には北多摩地区農業委員会連合会の通常総会が当立川市役所の3階で行われました。これも無事に通常総会で採択されました。

それから、5月27日には全国会長大会ということで、この総会を欠席し、その大会に出席をさせていただきました。大会が終わった後、国会の議員会館へ行きまして、北多摩から出ておられる先生方との意見交換会をさせていただきました。農地のことにつきまして、また税制の問題につきましても、いろいろ話をさせていただきました。

また、いろいろな説明がありましたけれども、5月24日から6月4日まで、特定生産緑地指定手続きの提出する書類等の説明会がございまして、多くの方々に出席をしていただきました。いろいろな特定生産緑地に対しての御理解を得たのかなと私も思っております。これからはぜひ漏れなく生産緑地をお持ちの方は提出をしていただければと思っております。

また、先ほど言いましたけれども、会長さんからのいろいろな御意見で、特定生産緑地についてのお話が各地区から、どういうふうに判断をしたらいいのかというようなことが出ましたけれども、立川市では、今日も農地パトロールのことがありますけれども、その生産緑地を担当している課が各市によって違います。立川市は都市計画課でやっておられますので、都市計画課からいろいろな基準みたいなものを出していただくと、農業委員会としてもやりいいのかなと思っております。農業委員会からいろいろな御意見を出すと、感情的になって、なかなか難しい場合もあります。また農業委員会委員の方々は、同じ地区に住んでいたりしますと、やりにくいときもございまして、そんなこともいろいろ話が出ました。立川市では都市計画課のほうからそういうような御意見を出

していただければ、文書なりで指導していただければ、スムーズにいくのかなと私は思っておりますので、これからも都市計画課といろいろ相談をいたしまして、あまりトラブルのないように指定していただければといいのかなと思っておりますので、その節はまたよろしく願いいたしたいと思えます。

ちょっと長くなりましたけれども、それでは、ただいまより令和元年6月、第6回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、5番の鈴木和昌委員と6番の小峰委員の御両名をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出が今回は4件出ております。 (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出は今回も4件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長。

局長 皆様、こんにちは。1回飛びましたが、私のほうから事務報告といたしまして3件させていただきます。

お手元の資料の報告事項(1)をごらんください。順次御報告してまいります。

5月24日(金)～6月4日(水)、特定生産緑地指定手続き説明会全8回。

6月10日(月)、立川市農業経営者クラブ第2回役員会。

6月12日（水）、第1回農地パトロール。

6月14日（金）、東京都農業経営者クラブ第49回通常総会ならびに農業経営者セミナー。

6月14日（金）、現地調査。

6月24日（月）、夏野菜品評会・即売会・直売会。

6月25日（火）、令和元年第6回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

6月26日以降の予定でございます。

6月27日（木）、北多摩地区農業委員会連合会広域連携会議（西部ブロック）。

7月4日（木）～7月5日（金）、北多摩地区農業委員会連合会会長研修会。

7月8日（月）、立川のはたけ！見学と交流会。

7月9日（火）、夏野菜品評会褒賞授与式。

7月10日（水）、広報研究会。

7月17日（水）、東京都農業会議理事会・常設審議委員会。

7月25日（木）、令和元年第7回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

8月8日（木）、農業委員・農地利用最適化推進委員研修。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定によります届出が、今回は4件ございます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は850㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は352㎡。転用目的は

住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は若葉町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は道路。面積は287㎡。転用目的は道路用地でございます。

4件目、農地の所在は一番町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は165㎡。転用目的は住宅用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が4件ございます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては資料に記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況が雑種地。面積は156㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町6丁目の6筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は1,840.32㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は一番町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は138㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は一番町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は761㎡。転用目的は事業所用地でございます。

各々周辺略図をあわせて御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

ないようですので、私のほうから質問させていただきます。

報告第3号の略図2ですけれども、住宅用地で、かなり面積が多いようですね。砂川町6丁目で、建設会社で11棟で

すか、すごいですね。場所的にどの辺になるんですか。担当は清水委員ですか、ちょっと説明していただけますか。

1 4 番 昨年の9月に、この反対側を見に行っております。見に行ったところの西側の部分が農地転用して、今回のこの譲渡になっているんだらうと思います。東側の部分を生産緑地として残していくと。

議長 北側は西武線沿いですよね。

1 4 番 そうです、西武線沿いです。

議長 それからもう1点、報告第3号の4ですが、島田委員、ここは確認しておりますか。ここは天王橋に行く道のところですか。

8 番 そうです。

議長 ここは業者さんか何かの事業所用地ということで、資材置場みたいになってしまいうんですか。

8 番 そこまでは聞いていないんですが。

議長 わかりました。ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 引続き農業経営を行っている旨の証明、1件について御説明いたします。

現地調査を6月14日、申請者の立ち会いのもと、会長、馬場委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

議案第1号の1、農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については砂川町5丁目の4筆。略図1をご覧ください。

略図 1 は自宅の北側に隣接する農地で、クリ、ウメ、ビワ、ブルーベリーなどの果樹が植え付けられ、また、ナス、ピーマン、エダマメ、ズッキーニなどの夏野菜も作付けされておりましたが、果樹の剪定や除草、時期を過ぎた作物の後片付けなどは一部不十分でした。片付けは早急に行うとのことでした。

農業従事者は、子どもでございます。

今後も引続き農業経営を継続していくことを確認いたしました。

議案第 1 号は、以上でございます。

議長     それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明、番号 1 を馬場委員、横幕委員の順次お願いしたいと思います。馬場委員、お願いいたします。

1 6 番     この方は、3 年前は本人と娘さんと 2 人でやっておられたんですが、3 年たちますと、本人も高齢のためにほとんど農作業というものはできなくなりまして、次長が言われたように、今は娘さんが 1 人でやっております。

道路に面したところに、以前はコニファーをずうっと植えてあったんですが、それを植木業者に売ったりなんかしていたんですけれども、道沿いにコニファーが何本あったかな、10 本ぐらいありましたが、それが残ってしまいまして、それが結構な幅になっていますので、それはもう売れないと思うので、片付けるように指導しておきました。

あと剪定枝も順次片付ける方向で、1 人だと結構大変なので、大変なときには一声かけてくださいということで、時間はかかるかもしれませんが、片付けるという方向で話をしておきました。

以上です。

議長     続きまして、横幕委員、お願いします。

9 番     今、お 2 人がおっしゃったとおりなんですけれども、家を新築したので、そちらのほうは忙しくて、畑のほうに手が回

らないという話でした。雑草とか、剪定枝が散らばっているとか、いろいろ目につきましたけれども、今後はきちんと管理をするということで指導されていきました。

前にも言ったと思いますが、申請をするときには、御本人はきちんと理解をして申請するんだけれども、それが家族に十分伝わっていないときには、相続のときに納税猶予制度の趣旨とか、生産緑地の意味合いだとかがなかなか伝わっていないことが往々にしてあります。これは後のところで出てきますけれども、岩田委員がおっしゃっていたことですが、私は心に残ったんですね。ここが生産緑地であるということをおっしゃったので、御本人が元気なうちから、そういった指導というか、理解を促進していくことはとても重要なことだというふうに思いました。

議長 　ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 　それでは、私のほうから。今、お二方から御報告がありましたとおり、道路に面しているコニファー類がかなり大きくなってしまっているわけなんですね。目隠しみたいに植えて、残してあるような感じですが、かなりの幅があります。猶予制度を受けているので、生産緑地もそうですけれども、有効的に農地を活用してくださいというのが基本でございますので、売れないと言っては怒られてしまうんですけども、ちょっと見て、植木屋さんが売れないなというのは、処分していただかなければいけないということで指導はしておきました。

今、横幕委員からありましたが、家を建てていて手が回らない、これは理由にはならないんですね。家はすごくきれいに手が行き届いていますけれども、農地のほうがささらほうさらでは、いけないと思うんですね。逆だと思いませんか。

これは猶予制度を受けているんだから、もう猶予されているわけですから、きれいにしていただかないといけない。そしてまた被相続人の方が家族によく説明をしていただくと。今、横幕委員が言われましたけれども、それが基本なんですね。この席で猶予制度を受けるときには、ちゃんとした説明をしているわけですよ。だから、そういうものを引き継いでいただかないと、農業委員はうるさいなとかいうようなことになってしまうというのが現実的なことだと思います。

あとは剪定枝だとか、いろいろなものが散らばっておりますので、これも早急に片付けるようにということで指導してきましたので、御理解を願いたいと思います。

それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、6件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告をいたします。今回は6件でございます。

議案第2号の1、土地の表示は砂川町1丁目の7筆と柏町4丁目の2筆。面積の合計が10,524㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

議案第2号の2、土地の表示は上砂町5丁目の1筆。面積が2,572㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

議案第2号の3、土地の表示は一番町2丁目の2筆と西砂町6丁目の1筆。面積の合計が4,148㎡。申し出事由は

死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

議案第2号の4、土地の表示は西砂町6丁目の1筆。面積が1,472㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

議案第2号の5、土地の表示は西砂町6丁目の1筆。面積が2,958㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

議案第2号の6、土地の表示は西砂町6丁目の1筆。面積が3,140㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

各々周辺略図をご覧ください。

議案第2号につきましては以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から、亡くなられた方の生前の農業の従事について補足説明をお願いいたします。

補足説明、番号1を馬場委員、番号2を山下委員、番号3を内野委員、番号4・5・6を粕谷委員、順次お願いしたいと思います。

まず最初に、番号1を馬場委員、お願いします。

16番 略図1-1のところですがけれども、家に近いところはハウスが建っているんですけども、それを抜かした奥、半分のちょっと下ぐらいはサトイモとかキャベツ、タマネギが植わっておりまして、図の長く伸びたところは全部うなっております。略図1-2のところもほぼ全部うなっております。略図1-3も全てうなっております、きれいに片付けてあります。肥培管理をし、境界等も確認できていますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 続きますして、番号2を山下委員、お願いします。

7番 こちらはまじめな方で、自治会長を務めておりまして、どちらかというとな農業をすごく一生懸命やっていた方ではないかなという感じですが、略図2を見ていただきますと、地形的にはこうなっているんですが、ここから北へ向かって行って、駐車場だとかマンションまでの1区画を全てお持ちでありまして、入口の細い部分については、同所有者ということで、境界石のほうは確認できませんでした。その反対側の略図の下と右側については、境界石の確認はできております。現地には、カキが十数本、あとはきれいに耕うんされておりました、肥培管理は問題ございませんでした。

以上でございます。

議長 次に、番号3を内野委員、お願いします。

4番 この方は、生前はコマツナなどを一生懸命やっておられまして、市場出しなどをやっておられた方でして、畑のほうも大変きれいにされている方でした。現状を見ても、多少草が生えていましたけれども、今のところ大丈夫だと思います。

以上です。

議長 次に、番号4・5・6を粕谷委員、お願いします。

12番 番号4・5・6ですが、基本的には自宅の北側の地続きのところになります。境界は全て確認できました。

亡くなられた方ですが、昔は市場へ出されていて、その後は野菜加工業者に出荷されていたそうです。現在は奥様が高齢で車の運転ができなくなったということで、畑のほうでは自家用の野菜を栽培しておられました。畑に関しては、作付けしていないところはきれいに耕うんしてありましたし、ほかの部分についても雑草等はほとんどなく、肥培管理等は十分されているようでした。問題ないと思います。

以上です。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明について、何か御意見がございましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 ないようですので、私のほうから質問させていただきます。  
馬場委員、大分面積が大きいようですけれども、略図1-1は自宅の前ですよ。

16番 そうです。右側の先のほうが自宅です。

議長 五日市街道に面しているほうが自宅ですね。そうするとすずかけ通りまでですね。略図1-2は、すずかけ通りの反対側ですね。

16番 そうですね、地続きというか、あったんですよ。

議長 それから、略図1-3というのは、玉川上水の南側の千手橋のところですか。

16番 そうです。

議長 ここは外したところがあったんですよ。

16番 たしか手前が外れていたと思います。

議長 1町歩以上の面積ですよ。相続人は何人ですか。

16番 3人です。

議長 ここはお父さんが前に亡くなって、被相続人はお母さんになっていたんですよ。

16番 名義はお母さんです

議長 わかりました。

それから、議案第2号の2の略図を見ていただきますと、ここは山下委員ですか。下の55、56というのは農地ですか。

7番 56は、もうほかの方の土地です。

議長 北側が駐車場になっているんですよ。

7番 そうです、北側が駐車場なんですよ。北側の部分については残っているんですけども、同じ方の所有ということで、北側には石が入っていないんです。

議長 細長くなっているところの両袖は何ですか。

7番 両袖は畑です。

議長 これはおもしろいですね。

7 番 おもしろいんですが、公図もこの形になっているんですね。  
もともと分筆してあるんです。

議長 両袖の畑は本人のものなんですか。

7 番 そうだと思います。ですので、そこには石が入っていない  
んですよ。

議長 5 6 というのは畑ですか。

7 番 畑です。

議長 ここは本人ののではないんですか。

7 番 違う方の畑で、そこには石が入っています。あと東側も石  
が入っています。

議長 ここは南の細長いところから入るといような形なんですね。

7 番 そうだと思います。手前のところは残すと思うんですけれど  
ども。

議長 今回は主たる従事者の証明、6 件を合計すると 2 町歩以上の  
面積なんですよ。今までで初めてですよ。

それから、5 番は粕谷委員ですね。略図 5 は、両袖が現在  
は畑ですよ。

1 2 番 そうです。ほとんどが地続きです、地番は違いますけれど  
も。

議長 そうすると、3 人の名前が……。

1 2 番 奥様と息子さんだそうです。

議長 2 人の名前ですよ。奥様と、男の方は長男ですか。

1 2 番 男の方は次男です。実質的に跡取りの方です。現在はお勤  
めされているんですが、将来は農業をやる意思であるという  
お話をされていきました。現在はまだ仕事のほうがおもしろい  
ということですので。ただ、亡くなる前にも、休みの日には  
仕事を手伝っておりました。

議長 わかりました、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。  
次長。

次長 本総会の議案として、当初、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが提出されておりましたが、後日、本日の総会までの間に申請者から取り下げる旨の届出がありまして、そのように処理いたしましたことを御報告させていただきます。

議長 今、次長のほうから説明がありました。現地調査は、岩田委員と粕谷委員と私、あと鈴木和昌委員と横幕委員で調査してきましたんですけれども、あまり大きな面積のところではなくて、きれいに肥培管理はしてあったんですけれども、相続税の納期というのは10カ月ですので、切羽詰まって出てきたわけなんです。それはいいんですけれども。本人もやる気があったような気がしたんですけれども、猶予制度を受けなくても、どうにかできるのかなというように考えが変わったんじゃないかと思ったんですが、肥培管理はよくて、きれいにやってありましたし、それから勤め人の方ですので、やめたとしてもできないことはないという状況で、いい場所で農作業もやりやすいようなところなんです。

今、次長から説明がありましたとおり、取り下げということでございます。

これで総会は終わりますけれども、次回の総会は、7月25日、午後3時から、208・209会議室となっております。

本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。これをもちまして総会を閉会とさせていただきます。

午後3時40分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員